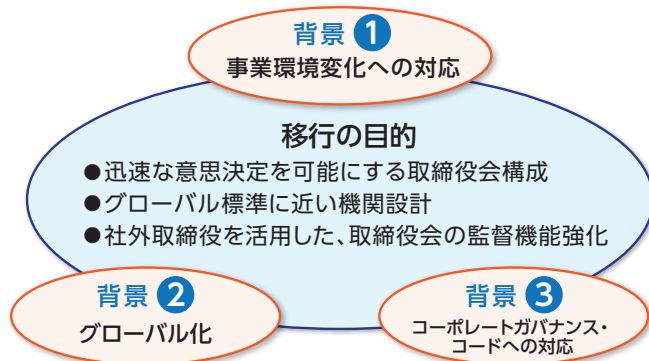


当社は、取締役会の意思決定の迅速化と監督機能のさらなる強化を図るため、2018年6月22日開催の第7期定時株主総会での定款変更決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。

●監査等委員会設置会社の特徴

- ・監査等委員会は3名以上の監査等委員である取締役で構成され、その過半数を社外取締役が占める。
- ・監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有する。
- ・監査等委員である取締役は、株主総会において、取締役の選任や報酬について意見を述べるができる。
- ・取締役会は重要な業務執行の決定を、業務執行取締役に委任することができる。

●移行の背景と目的



●新ガバナンス体制

